

入札執行調書

令和2年5月27日(水) 執行

入札番号	20010046	予算担当課	教育委員会施設課
施行年度	令和2年度	工事担当課	営繕課
工事名	新川小学校屋内運動場改築(特殊基礎)工事		
工事場所	宇部市西小串一丁目4番25号		

(単位:円)

業者名	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	摘要
宇部工業 株式会社	37,350,000			無効(入札の心得5(12))
株式会社 島田工務店	37,250,000			無効(入札の心得5(12))
成建工業 株式会社	42,000,000			
日立建設 株式会社	36,820,000			無効(入札の心得5(12))
前田産業 株式会社	(42,969,300) 39,063,000			落札

(備考) 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申込みに係る価格である。

選定方法は次による。宇部市条件付一般競争入札事務処理要領		5 人	
予定価格	45,937,100 円	最低制限価格	42,293,016 円
入札書比較価格 (41,761,000 円)	入札書比較価格 (38,448,197 円)
(入札書比較価格は消費税及び地方消費税相当額抜き額)			

申立て結果

工 事 名 新川小学校屋内運動場改築(特殊基礎)工事

この工事の積算疑義申立ての結果は、以下のとおりです。

申立て内容	<p>このたび新川小学校屋内運動場改築(特殊基礎)工事の入札において、弊社の見積積算額と宇部市の予定価格とに大きな差があり、結果として低入札となりました。</p> <p>主な要因は共通仮設費(積上)の金額に約 50 万円の差が生じていることです。</p> <p>弊社では仮囲い等の設置費及び運搬費等の積算に当たっては、質疑の回答を参考に、記載されている条件に応じて「標準積算基準」に基づき代価表を作成して金額を算定しているため、金額に大きな差が生じることは考えにくく、市の積算根拠に疑義が生じた為、申立てをいたします。</p>
回 答	<p>ご指摘のとおり、共通仮設費(積上げ分)の「仮囲い(枠組足場)の設置費」「防音シートの設置費」において、払い手間を計上しておりました。工事費を再算出すると、最低制限価格に差異が生じますが、落札候補者が変更とならないため、入札手続きは続行いたします。</p>

申立て結果

工 事 名 新川小学校屋内運動場改築(特殊基礎)工事

この工事の積算疑義申立ての結果は、以下のとおりです。

申立て内容	<p>本工事金額入り設計書閲覧し精査した結果、一般管理費の率計算で、旧経費率での価格が計上されていませんか。 上記理由より弊社価格が150万円からの差により低入札となりましたことに疑義が生じた為申し立ていたします。</p>
回 答	<p>ご指摘のとおり、一般管理費を旧経費率で計上していました。 経費率を見直し再算出すると、最低制限価格に差異が生じますが、落札候補者が変更とならないため、入札手続きは続行いたします。</p>

申立て結果

工 事 名 新川小学校屋内運動場改築(特殊基礎)工事

この工事の積算疑義申立ての結果は、以下のとおりです。

申立て内容	<p>本工事予定価格積算において、積算金額に差異が現れるのは共通仮設(積み上げ分)の箇所と思われます。</p> <p>弊社では、工事内容質問回答を元に仮囲いを建築工事に引継ぎとして、撤去,運搬費(復路)を除して見積金額としました。</p> <p>しかしながら、市予定価格と大きく差があり低入札となりましたことに疑義が生じた為、申し立ていたします。</p> <p>なお、今回の工事において設計図と内訳書との整合性を見ると、違いがある箇所は仮囲い L=110m の撤去費共の項目のみと見て取れます。</p> <p>仮設物は設計図に建築工事に引き継ぎとある段階で、撤去,運搬費を計上せず積算します。</p> <p>質疑回答にて、パネルゲートのみ払い手間を含むという回答がありましたが、これでは公平な積算入札が行われるとは思われません。</p> <p>今回の入札は無効とし、再入札を希望いたします。</p>
回 答	<p>工事内容質問回答表の 5 月 25 日回答分にて「仮囲いについては、払い手間を見込んでいません。」と公表しています。市としても、撤去,運搬費を計上せず積算していることから、本入札は有効と考えられます。</p>